

# 令和7年度版 個人タクシー実務必携

## タクシー業務適正化特別措置法

### 資料内の色分け

赤色 語群問題の抜き所

青色 ○×問題の関連文章

緑色 令和7年度改定部

## ○タクシー業務適正化特別措置法 [抄]

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、タクシーの運転者の【登録を実施】し、【指定地域】において輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験を行うとともに、【特定指定地域】においてタクシー業務適正化事業の【実施を促進】すること等の【措置】を定めることにより、タクシー事業の【業務の適正化】を図り、もって【輸送の安全】及び【利用者の利便】の【確保】に資することを【目的】とする。

#### 09 タクシー業務適正化特別措置法 0010

#### (定義)

第2条 この法律で「タクシー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を営業者がその事業の用に供する自動車でハイヤー以外のものをいう。

2 この法律で「ハイヤー」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車で当該自動車による運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものをいう。

3 この法律で「タクシー事業」とは、タクシーを使用して行なう一般乗用旅客自動車運送事業をいう。

4 この法律で「タクシー事業者」とは、タクシー事業を営業者をいう。

5 この法律で「【指定地域】」とは、次条第1項の規定により指定された地域をいう。

6 この法律で「【特定指定地域】」とは、第2条の3第1項の規定により指定された地域をいう。

#### 09 タクシー業務適正化特別措置法 0020

### 第1章の2 指定地域及び特定指定地域の指定

#### (指定地域の指定)

第2条の2 国土交通大臣は、タクシーによる運送の引受けが専ら【営業所】以外の場所において行われており、かつ、道路運送法第27条第1項の規定に違反する【適切】な【勤務時間】又は【乗務時間】によらない【勤務】又は【乗務】、同法第13条の規定に違反する【運送の引受け】の【拒絶】その他の【輸送の安全】及び【利用者の利便】を【確保】することが【困難】となるおそれがある行為の状況に照らして、タクシー事業の業務の【適正化】を図る必要があると認められる【地域】を、指定地域として指定することができる。

2 国土交通大臣は、指定地域について前項に規定する指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定地域について同項の規定による指定を解除するものとする。

3 第1項の規定による指定及び前項の規定による指定の解除は、告示によって行う。

4 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第8条第1項に規定する協議会は、国土交通大臣に対し、当該協議会が組織されている同法第2条第5項に規定する特定地域又は同条第6項に規定する準特定地域について第1項の規定による指定を行うよう要請することができる。

5 都道府県知事は、国土交通大臣に対し、当該都道府県について第1項の規定による指定を行うよう要請することができる。

6 市町村長は、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、国土交通大臣に対し、当該市町村について第1項の規定による指定を行うよう要請することができる。

#### 09 タクシー業務適正化特別措置法 0030

（特定指定地域の指定）

第2条の3 国土交通大臣は、指定地域のうち、特に【利用者の利便】を【確保】する観点からタクシー事業の【業務】の【適正化】を図る必要があると認められる【地域】を、特定指定地域として指定することができる。

2 前条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による指定について準用する。

#### 09 タクシー業務適正化特別措置法 0040

### 第2章 タクシー運転者の登録等

#### 第1節 タクシー運転者の登録

（登録運転者の乗務）

第3条 タクシー事業者は、タクシーには、当該タクシーを配置する営業所を設けている単位地域（全国の区域を分けてタクシー運転者登録原簿（以下「原簿」という。）を設ける単位となる地域として国土交通大臣が指定する地域をいう。以下同じ。）に係る原簿に登録を受けている者（以下「登録運転者」という。）以外の者を運転者として乗務させてはならない。ただし、その運行が旅客の運送を目的としない場合は、この限りでない。

2 前項の規定による指定は、告示によって行う。

#### 音声 09 タクシー業務適正化特別措置法 0050

(登録の申請)

第 5 条 登録は、当該登録に係る単位地域内に営業所を有するタクシー事業者に雇用されている者（登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。第 7 条第 1 項第 5 号において同じ。）でタクシーの運転者として選任されており、又は選任されることを予定されているものの申請により行う。

2 登録を申請しようとする者は、次の事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 申請者の氏名、生年月日及び住所

二 申請者が雇用されているタクシー事業者（登録を条件として雇用の契約を締結している者を含む。）の氏名又は名称及び住所

三 申請者が受けている第二種運転免許（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 86 条第 1 項の大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許をいう。以下同じ。）の種類並びにこれに係る運転免許証又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録の番号及び有効期限

四 申請に係る単位地域

3 前項の申請書を提出する場合には、同項第 1 号に掲げる事項を証する書面、申請者が第 7 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当する者でないことを証する書面及び申請者の写真を添付し、かつ、申請者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証その他の前項第 3 号に掲げる事項を証するに足りる資料を提示しなければならない。

09 タクシー業務適正化特別措置法 0060

(手数料)

第 33 条 国土交通大臣に対して、登録の申請をする者、第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の交付若しくは閲覧の請求をする者、第 14 条の交付を申請する者、第 15 条の訂正を申請する者、第 17 条の再交付を申請する者又は第 18 条の 3 第 1 項の交付を申請する者は、国土交通省令で定めるところにより、手数料を国土交通大臣に納付しなければならない。

※ 「国土交通省令」＝タクシー業務適正化特別措置法施行規則第 22 条

09 タクシー業務適正化特別措置法 0070

### 第 3 章 タクシー業務適正化事業

(適正化事業実施機関の指定)

第 34 条 特定指定地域内におけるタクシー事業に係る次の業務を行う者で特定指定地域ごとに国土交通大臣の指定するもの（以下「適正化事業実施機関」という。）は、当該業務の実施に必要な経費に充てるため、当該特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者から負担金を徴収することができる。

- 一 タクシーの運転者の道路運送法に違反する運送の引受けの拒絶その他同法又はこの法律に違反する行為の防止及び是正を図るための指導
- 二 タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修
- 三 タクシー事業の利用者からの苦情の処理
- 四 タクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営

2 前項の指定は、指定を受けようとする者の申請により行なう。

#### 09 タクシー業務適正化特別措置法 0080

(負担金の徴収)

第 37 条 適正化事業実施機関は、毎事業年度、第 34 条第 1 項の負担金の額及び徴収方法について、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

2 適正化事業実施機関は、前項の認可を受けたときは、当該適正化事業実施機関の指定に係る特定指定地域内に営業所を有するタクシー事業者に対し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

3 タクシー事業者は、前項の通知に従い、適正化事業実施機関に対し、負担金を納付する義務を負う。

4 第 2 項の通知を受けたタクシー事業者（以下この条において「納付義務者」という。）は納付期限までにその負担金を納付しないときは、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数 1 日につき国土交通省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。

5 適正化事業実施機関は、国土交通省令で定める事由があると認めるときは、前項の規定による延滞金の納付を免除することができる。

6 適正化事業実施機関は、納付義務者が納付期限までにその負担金を納付しないときは、督促状により、期限を指定して、督促しなければならない。この場合において、その期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上経過した日でなければならない。

7 適正化事業実施機関は、前項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までにその督促に係る負担金及び第 4 項の規定による延滞金を納付しないときは、国土交通大臣にその旨を申し立てることができる。

8 国土交通大臣は、前項の申立てがあったときは、納付義務者に対し、適正化事業実施機関に負担金及び第 4 項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

※ 4. 5 項「国土交通省令」＝タクシー業務適正化特別措置法施行規則第 24 条第 2 項・第 3 項

#### 09 タクシー業務適正化特別措置法 0090

(適正化事業諮問委員会)

第 39 条 適正化事業実施機関には、適正化事業諮問委員会を置かなければならない。

2 適正化事業諮問委員会は、適正化事業実施機関の代表者の諮問に応じ負担金の額及び徴収方法その他適正化業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を適正化事業実施機関の代表者に述べることができる。

3 適正化事業諮問委員会の委員は、タクシー事業者が組織する団体が推薦する者、タクシーの運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及びタクシー事業の利用者のうちから、国土交通大臣の認可を受けて適正化事業実施機関の代表者が任命する。

09 タクシー業務適正化特別措置法 0100

#### 第 4 章 タクシー業務の特別規制等

(タクシー乗場及びタクシー乗車禁止地区の指定)

第 43 条 【国土交通大臣】は、【特定指定地域】内の駅前、繁華街等におけるタクシーによる【運送の引受け】の【適正化】を図るため特に必要があると認めるときは、タクシー乗場を【指定】し、かつ、【旅客】のタクシーへの【乗車】を【禁止】する【地区及び時間】を【指定】することができる。

2 タクシー事業者は、前項の指定をされた【地区及び時間】においては、同項の【指定】をされたタクシー乗場以外の場所でタクシーに【旅客を乗車】させてはならない。

3 国土交通大臣は、第 1 項の指定をするときは、当該指定をする地区に係る都道府県公安委員会及び道路法（昭和 27 年法律第 180 号）による道路の管理者に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、第 1 項の指定をするときは、その旨を官報で公示するとともに、国土交通省令で定めるところにより、同項の指定に係るタクシー乗場及び禁止を示すための必要な標識を設置しなければならない。

※ 4 項「国土交通省令」＝タクシー業務適正化特別措置法施行規則第 27 条

09 タクシー業務適正化特別措置法 0110

(タクシー等に関する届出)

第 44 条 【一般乗用旅客自動車運送事業】を經營する者は、【指定地域】内の営業所にその事業の用に供する【自動車】を【配置】しようとするときは、【あらかじめ】、当該自動車について道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）による【自動車登録番号】、【タクシー又はハイヤーの別】その他の【国土交通省令】で定める事項を【国土交通大臣】に【届け出】なければならない。届けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

※ 「国土交通省令」＝タクシー業務適正化特別措置法施行規則第 28 条

09 タクシー業務適正化特別措置法 0120

(タクシーである旨の表示等)

第 45 条 一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者は、その事業の用に供する自動車で指定地域内の営業所に配置するものに、国土交通省令で定めるところにより、タクシー又はハイヤーである旨の表示その他の一般乗用旅客自動車運送事業の業務の適正化のために必要と認められる国土交通省令で定める表示事項又は装置を表示し、又は装着しなければならない。

2 何人も、前項の規定により表示し、又は装着する場合及び国土交通省令で定める場合を除き、自動車に同項の表示事項若しくは装置又はこれらに類似するものを表示し又は装着してはならない。

※ 1・2 項「国土交通省令」＝タクシー業務適正化特別措置法施行規則第 29 条第 1 項・第 2 項

09 タクシー業務適正化特別措置法 0130

(個人タクシー事業者乗務証)

第 46 条 **【タクシー事業者】**(法人である者を除く。)は、タクシーに自ら**【乗務】**するときは、その者に係る個人タクシー**【事業者乗務証】**(以下「事業者乗務証」という。)を、国土交通省令で定めるところにより、当該タクシーに**【表示】**しなければならない。ただし、その運行が**【旅客の運送】**を**【目的】**としない場合は、この限りでない。

2 国土交通大臣は、前項のタクシー事業者の申請により、その者に係る事業者乗務証を交付する。

3 第 33 条の規定は、前項の場合について準用する。

※ 1 項「国土交通省令」＝タクシー業務適正化特別措置法施行規則第 35 条

09 タクシー業務適正化特別措置法 0140

(不正表示の禁止)

第 47 条 何人も、第 13 条又は前条第 1 項の規定により表示する場合及び国土交通省令で定める場合を除き、タクシーに運転者証若しくは事業者乗務証又はこれらに類似するものを表示してはならない。

※ 「国土交通省令」＝タクシー業務適正化特別措置法施行規則第 38 条

09 タクシー業務適正化特別措置法 0150

## 第 5 章 雑則

(許可の取消し等)

第 52 条 **【国土交通大臣】**は、一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者がこの法律又はこの法律に基づく**【命令】**若しくは**【処分】**に**【違反】**したときは、**【6 月以内】**の**【期間】**

を定めて輸送施設の当該事業のための【使用の停止】若しくは当該【事業の停止】を命じ、又は当該事業の【許可】を【取り消す】ことができる。

2 道路運送法第 41 条の規定は、前項の規定により輸送施設の【使用の停止】又は【事業の停止】を命じた場合について【準用】する。

09 タクシー業務適正化特別措置法 0160